

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、下田市五丁目沿道整備土地区画整理事業の施行を認可した。

令和2年3月6日

静岡県知事 川勝平太

- 1 事業の名称
下田市五丁目沿道整備土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
下田市
- 3 事業施行期間
令和2年3月6日（施行認可公告の日）から令和6年3月31日まで
- 4 施行地区に含まれる地域の名称
下田市五丁目の一部
- 5 事務所の所在地
下田市東本郷一丁目5番地の18（下田市役所内）
- 6 施行認可の年月日
令和2年3月6日
- 7 施行者の住所
下田市東本郷一丁目5番地の18（下田市役所内）
- 8 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、初年度は施行認可公告の日から同年度の3月31日までとする。
- 9 公告の方法
施行者の事務所の掲示場に掲示して行う。